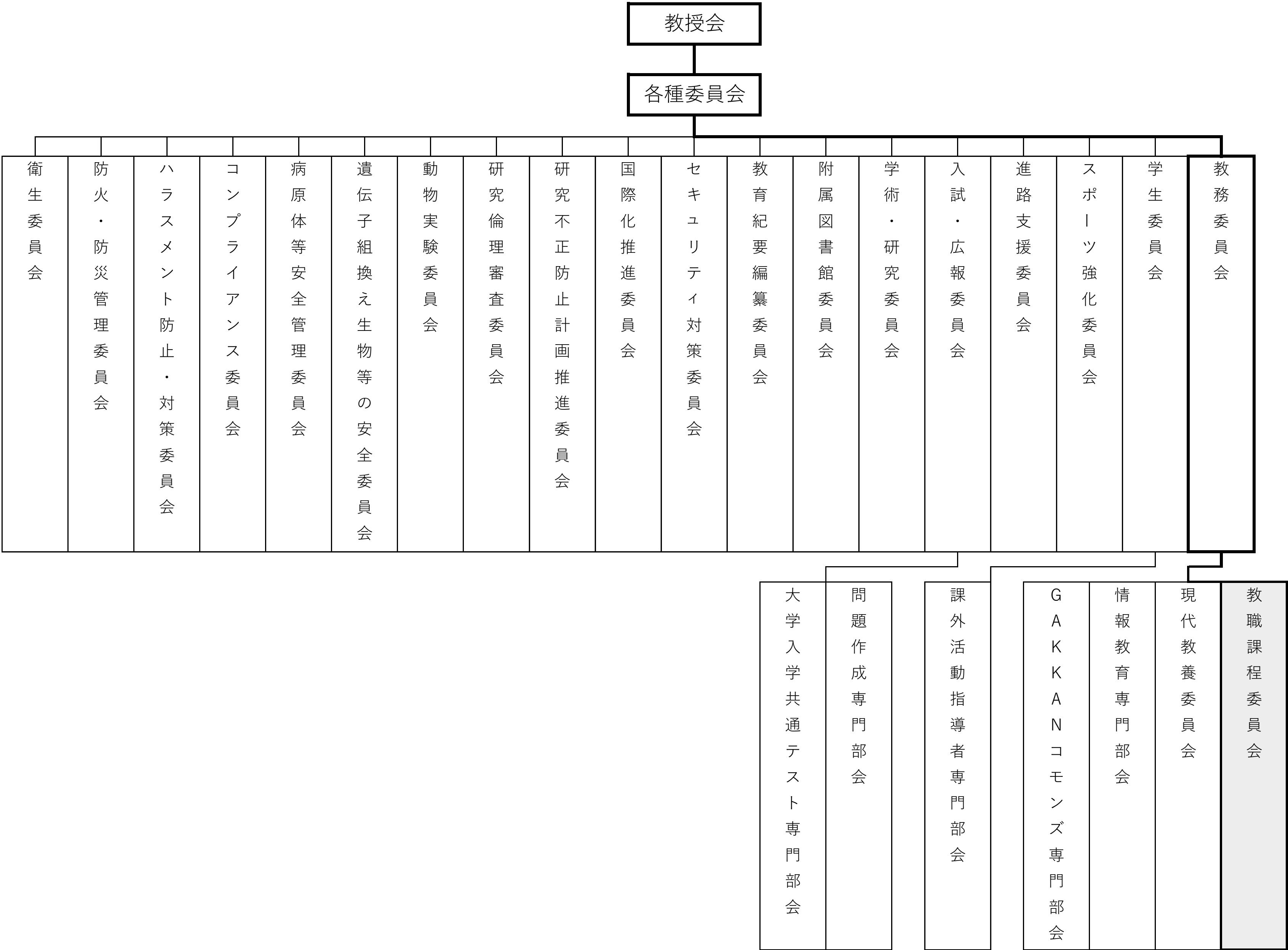




【教職課程委員会】

○目的

本学の教職課程における教職課程科目を適切かつ効果的に履修させるよう全学的な調整を図り、資質の高い教員を養成するための教育課程を編成し、効率的かつ合理的に実施することを目的とし、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程科目の改正及び廃止に関する事項
- (2) 教職課程科目の履修に関する事項
- (3) 指定科目の修得に基づく教育実習、栄養教育実習実施の可否に関する事項
- (4) 指定科目の修得に基づく小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づく体験実施の可否に関する事項
- (5) 観察実習に関する事項
- (6) 教職課程委員会の予算計画及び執行に関する事項
- (7) 教職に関する科目を担当する非常勤講師の資格審査に関する事項
- (8) 教員免許状更新講習の実施に関する事項
- (9) その他教職課程に関する事項

○構成員（役職・人数）

委員は、各学科の教職課程科目担当教員から選出された専任教員と経営管理局から選出された専任職員を学長が委嘱する。

教員6名、職員5名の合計11名（令和8年度）

○活動内容

上記目的に関する議題の審議と、報告事項の伝達を行う。

また、平成25年度から、教職を志す学生に対して、学習支援及び学校ボランティアの機会提供等、資質の高い教員養成の充実・発展に資するため、教職課程を支援する拠点として、教職支援室を設置し、その運営を行う。